

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 2 日

地方農政局技術・環境課等
農作業安全担当 各位

農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室長

労働安全衛生法令に基づく労働者への熱中症対応に係る報告体制の整備等について

日頃より農作業安全の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、厚生労働省において、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則（省令）の改正に向けた作業が進められています。（公布：令和 7 年 4 月上旬（予定）、施行：同年 6 月 1 日（予定））

今般の規制対象となる事業者には、労働者を雇用する農業者や農業法人も含まれています。その内容については、当該農業者等に対して、熱中症があった際に対応できるよう「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」を行い、その内容を関係作業者に周知することを義務付けるものであり、適切に行わなかった場合の罰則（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（労働安全衛生法第 119 条））も措置されています。

本制度に対する実際の農業現場における具体的な対応としては、必要事項を記載した「張り紙」を事務所等に掲示することが有効であることを踏まえ、当室において、厚生労働省担当部局とも調整の上、別紙のとおり「張り紙」のひな型を作成いたしました。貴局管内の都道府県を通じて、本制度の周知を図るとともに、「張り紙」の活用についても検討するよう農業者等に対して御指導願います。

なお、このことは、農作業安全対策全国推進会議に参画いただいている別記の農業関係団体にも農業者等への周知を依頼しておりますことをあらかじめ申し添えます。

（参考）

当該省令改正に係る厚生労働省「労働政策審議会安全衛生分科会」資料の URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00043.html